

浄化槽法施行令の一部を改正する政令案について

1. 改正の内容

浄化槽設備士試験を受けようとする者が指定試験機関に納付しなければならない手数料の額については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第50条の規定に基づき、同法施行令（平成13年政令第310号）において定められているところである。

今般、同法施行令第3条第1項第4号に定める浄化槽設備士試験の受験手数料の額を 17,800円 から 23,600円 に変更するものである。

※ 浄化槽法施行令第3条第1項各号に規定されている、浄化槽設備士試験の受験手数料以外の各手数料については、現在のところ改正の予定はない。

2. 施行期日等

公布の日から施行することとする。ただし、この政令の施行前に実施の公告がされた浄化槽設備士試験を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、なお従前の例によることとする。

3. 今後のスケジュール

平成20年3月14日（金）の公布・施行を予定。